

会場&オンライン開催

ハラスメント対策講習会

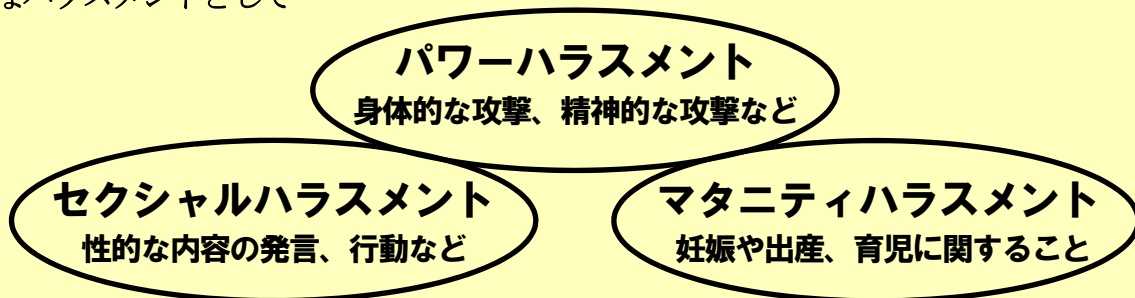
改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が令和2年6月から施行され、中小企業では令和4年4月から義務化されます。

近年、様々なハラスメントが急増し深刻な問題になっています。

ハラスメントは個人の考え方や価値観、受け止め方によって人それぞれのため、それが解決を難しくしているという要因もあります。

職場内でのハラスメントを防ぐために組織に属する全員の意識を高める必要があります。

主なハラスメントとして…



■日時 令和3年11月29日(月) 15:00～16:00

■講師 東京海上日動新潟中央支社 推進役 笛木 健一 氏

■場所 新津商工会議所3階 ※人数制限あり

又は Google Meet によるオンライン視聴

パソコン、タブレット、スマートフォン等から視聴可能です。

当日午前中までに招待 URL をメール送信致します。

Wi-Fi 環境など高速通信が可能な環境でご参加ください。(通信料は受講者ご負担)

■参加費 無料

■申込み 新津商工会議所(講習会担当: 柳、甲田)

※パワハラ防止法についてのご相談は随時受け付けております。(専門家を派遣致します)

TEL: 0250-22-0121 FAX: 0250-25-2332

下記にご記入の上、このままFAXにて送信いただくか、当所までご持参ください。



----- このまま切らずにFAXして下さい -----

新津商工会議所 行 送信先 FAX:0250-25-2332

令和 3年 月 日

住 所	
事業所名	
参加者名	
参加方法	当所3階会場 オンライン参加
T E L	
e-mail	

※当所3階会場での受講を希望される場合、人数によって調整させていただく場合がございます。

※ご記入頂いた個人情報、本講習会以外には使用いたしません。

主催: 新津商工会議所 / 新津中小企業相談所